

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

札幌市内における北海道の警戒ステージ 4 相当の協力要請の延長に伴う 市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

北海道は、札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への感染拡大を防ぐため、令和 3 年 3 月 27 日から同年 4 月 16 日までの間、札幌市内において、北海道の警戒ステージ 4 相当の協力要請を実施していたところです。

しかしながら、大型連休に備えるとともに、入院患者数は第 3 波のピークを上回っており、医療機能が集積している札幌市内の医療のひっ迫が全道の医療提供体制にも大きな影響を及ぼすことを考慮し、このたび、北海道は、札幌市内における北海道の警戒ステージ 4 相当の協力要請を令和 3 年 5 月 14 日まで延長する決定をいたしました。

札幌市においては、更なる市内での感染拡大を防ぎ、医療提供体制を改善させるため、引き続き、適切な感染対策の徹底に取り組むことが不可欠な状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 札幌市内における北海道の警戒ステージ 4 相当の協力要請の延長

上記のとおり、市内の感染拡大を防ぐため、市内事業者の皆さまにおかれましては、引き続き、以下について取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ、より一層の周知を行っていただきますようお願いいたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>感染リスクを回避できない場合の不要不急の外出及び市外との往来の自粛</u>・ <u>体調が悪いときの外出の自粛</u>・ <u>重症化リスクの高い方と接する際におけるリスク回避行動の徹底</u>・ <u>「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県との不要不急の往来の自粛</u>・ <u>外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来の自粛</u> |
|---|

2 変異株による感染を踏まえた感染防止対策のさらなる徹底

従来型ウイルスに比べて感染力が強い傾向にある変異株の広がりを踏まえ、飲食時や職場内において、以下の感染防止対策の実践をより一層徹底していただくとともに、従業員の皆さまに対し、周知いただきますようお願いいたします。

- ・ 飲食時でも会話の時はマスクを着用する「黙食」（食事は4人以内など少人数、短時間での深酒をしない、大声を出さない、会話の時はマスクを着用）を実践すること
- ・ 業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用すること。
- ・ 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底すること
- ・ こまめに、十分な量のアルコール等での手指消毒を徹底すること
- ・ ドアノブなど共通で触れる部分の消毒を徹底すること
- ・ ローテーション勤務やテレワークの活用による在宅勤務や時差出勤をより一層徹底すること。
- ・ 外出等により人と接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、マスク着用時も含め大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける等の感染対策を行うこと。
- ・ 従業員の健康状態(体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等)を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤を控えること
- ・ 感染リスクが高まる行為は極力控えること

3 ゴールデンウィークにおける感染防止対策の実践

ゴールデンウィークは、人の移動や会食機会が一層活発になる時期であることから、感染の再拡大を防止するため、特に以下の場面での感染防止行動の徹底をお願いいたします。

【移動の場面】

- ・ 「3つの場面(外出・飲食・職場)」における感染防止行動の実践を特に徹底すること
- ・ 大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討すること

【花見の場面】

- ・ 混雑する場所を避け、宴会を控えること

4 営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けた事業者の皆さま

昨年秋以降の感染症の再拡大に伴う営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した市内事業者に対し、経営持続化支援一時金を支給いたします。

営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等の影響を受けていれば、業種を問わず対象となりますので、事業者の皆さまにおかれましては、別紙「経営持続化支援一時金の概要」をご参照ください。

5 テレワーク推進サポートセンターの開設について

市内中小企業等におけるテレワークの普及を支援するため、4月26日(月)に、「札幌市テレワーク推進サポートセンター(愛称:テレサポ)」を開設します。

センターでは、テレワークで使用する代表的な機器やアプリの展示・体験、導入経費に対する補助金のご案内のほか、社会保険労務士等の専門家がテレワークの導入や実施に関するさまざまな相談に応じますので、積極的な活用を

お願いいたします。

詳細は別紙「札幌市テレワーク推進サポートセンター」をご確認ください。

6 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、以下(1)～(4)についても取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

(1) 北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる北海道スタイル（従業員による「新しい生活様式」、事業者における「7つのポイントプラス1」の取組）を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL：https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定にあたって参考とした感染拡大予防ガイドラインは、内閣官房のホームページ (URL：<https://corona.go.jp/>) に一覧がございます。

(3) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ (COCOA) の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」(北海道)や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム (北海道ホームページ)】

(URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】

(URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(4) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いいたします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国 (厚生労働省) のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)】

(URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

(URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

7 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報 (北海道)

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等 (札幌市)

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

(3) 札幌市の感染状況・医療提供体制の週間分析概況

札幌市の感染状況・医療提供体制について、感染症専門医である岸田直樹先生の分析資料を公開しておりますのでご確認ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-covhassei_toukei.html)

■令和3年2月16日～2月28日までの「市内全域の飲食店等」における営業時間短縮要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL011-350-5927

<受付時間> 平日8:45～17:15

■令和3年1月16日～2月15日までの「すすきの地区等」における協力要請に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL0570-200-105

<受付時間> 平日8:45～17:15

■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL011-632-4567

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

<受付時間>

平日9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)

※最終受付16:30

■当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 渡邊、守屋 TEL011-211-2352